

公示番号：19a00157

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月中旬から2019年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	22日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月23日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年11月6日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	農業分野の各種評価調査
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産（GDP）の約39%、外貨収入の80%以上を占める基幹産業であり、総労働人口の約80%は農業セクターに従事している。他方、農地における耕作、農業投入財の入手・使用、行政サービスの提供に関する課題等を抱えており、これらを解決し農業生産量の安定と生産性の向上を図ることが求められている。

上記課題に対応すべく、マラウイ政府は、国家中期開発戦略である「成長と開発戦略II（The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II）」を策定し、灌漑および水開発を優先開発分野のひとつに据え、天水農業への依存軽減と小中規模灌漑施設の普及による食糧と換金作物の生産性向上に努めてきた。

JICAは、同政府の要請の下、2015年3月～2020年3月までの予定で、マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト（Project for Development of Medium Scale Irrigation Schemes: MIDP）」の後継案件として、MIDPアプローチを利用した中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的として、中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト（Project for Enhancing Capacity for Medium Scale Irrigation Scheme Development, Operation and Maintenance: 以下「MIDP2」）を実施している。MIDPアプローチとは、民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」の3つのコンセプトのもとに灌漑開発事業を行うものであり、本プロジェクトにおいては、このアプローチに基づき灌漑施設の整備、改修と各種技術研修を行っている。これにより、受益者（政府職員と農家）の事業実施能力向上と主体性を高め、天水農業に依存しない、より持続的な生計を得ることが期待されている。

MIDP2プロジェクト対象地域のマラウイ中北部は、大規模な河川が存在せず、雨季を中心に小河川を利用する中小規模の灌漑施設の整備が進められつつある一方、整備後の施設管理、水管理に関しては、地形条件に恵まれていないこと、運営農家の組織体制・機能が不十分であること等から、多くの灌漑施設が、整備後短期間に機能停止している状況が見受けられる。

これまで、4カ所のモデル地区（ゾンベ、タウイ、チャンポレ、チャムクウェレ）においてパイロット事業として灌漑施設改修及び洪水対策工事を実施するととも

に、チャンポレ地区およびゾンベ地区においては、施設整備後の維持管理のための農民、C/Pを対象としたチャンポレ地区・ゾンベ地区に特化した灌漑施設維持管理・水管理マニュアルを作成し、ISD灌漑技官等に維持管理に関する研修を実施してきた。今後、施設の維持管理に関しては、受益農民が担うことになり、日常的な対応は普及員が中心となり実施される。さらに、これまでの実施してきたMIDP2の活動や成果を広く関係者に普及することになる。

今回実施する終了時評価調査は、2020年3月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

(2) プロジェクトの概要

- ・ 協力期間：2015年3月～2020年3月
- ・ カウンターパート（C/P）機関：
農業灌漑水開発省（MoAIWD）灌漑局（DoI）、カスング灌漑サービス区事務所（ISD）、ムズズ灌漑サービス区事務所（ISD）、ドーワ県灌漑事務所（DIO）、南ムジンバ県灌漑事務所（DIO）、同省農業普及局（DAES）、カスング地方農政局（ADD）、ムズズ地方農政局（ADD）、ドーワ県農業開発事務所（DAO）、南ムジンバ県農業開発事務所（DAO）、ナチサカ農業普及所（EPA）等
- ・ 対象地域（モデル地区）：
マラウイ中部：カスング ISD 内ドーワ県チャンポレ地区、タウィ地区、マラウイ北部：ムズズ ISD 内南ムジンバ県ゾンベ地区、カトペ地区（2018年度チャムクウェレ地区に変更）。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2019年11月中旬）

- ①既存の文献、報告書等（モニタリングシート、事業進捗報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他マラウイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2019年11月下旬～12月中旬）

- ①JICA マラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③マラウイ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びマラウイ側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びマラウイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA マラウイ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2019 年 12 月中旬～12 月下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を 2019 年 12 月 25 日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロンゲ⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年11月24日～2019年12月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAマラウイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

オ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3160) にて配布します。

- ・ 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト (MIDP2) 詳細計画調査報告書 (2014年12月)
- ・ MIDP2 RD: Record of Discussion on Project for Enhancing Capacity for Medium Scale Irrigation Scheme Development, Operation and Maintenance (2015年1月12日)
- ・ MIDP2 パンフレット (2016年3月、英文)
- ・ MIDP2 モニタリングシート (配布済分)
- ・ 2015-2018年度 JCC 資料

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAマラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上